

事 務 連 絡

平成23年8月10日

関係県消防防災主管課 御中

消 防 庁 消 防・救 急 課

平成23年度国の補正予算（第1号）における消防防災施設災害復旧費補助金及び  
消防防災設備災害復旧費補助金に係る交付要綱の質疑応答について

標記について、質疑応答を追加し、下記のとおり取り扱うことといたしますので、貴県  
内の市町村（指定都市並びに一部事務組合及び広域連合を含む。）にもご連絡願います。

#### 記

#### 1. 質疑応答について

別紙のとおり

#### 2. 追加内容について

施設・設備の共通事項No.13

##### ・質問事項

事前着手の承認を受けて実施した事業が、補助金の交付決定時に完了している場合、  
実績報告書の提出期限はどのようになるのか。

##### ・回答

速やかに実績報告書を提出すること。

#### 3. その他

今回、お知らせした内容以外にも質問や疑問がある場合には、下記担当まで連絡する  
こと。

担当：消防・救急課財政係 岩田・新井

電話 03-5253-7522

E-mail m3.iwata@soumu.go.jp

n.arai@soumu.go.jp

## 消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金に係る質疑応答(第2版)

施設・設備共通				
補助金の区分	整理番号	補助対象施設・設備	質問事項	回答
共通	1	関係する補助対象施設・設備	交付決定前に事前着手した事業は補助対象になるか。	東日本大震災の発生後に開始された事業であれば、補助対象になる。「事前着手承認申請書」を提出し、承認を受けること。
共通	2	関係する補助対象施設・設備	補助対象となる被害の程度とは、全壊・半壊・一部損壊・大破以上などの制限があるのか。	特に制限はない。
共通	3	関係する補助対象施設・設備	移転・移設経費は補助対象になるか。	施設又は設備の整備を伴わない移転・移設経費は、補助対象外である。
共通	4	関係する補助対象施設・設備	来年度に繰り越して事業が実施できるか。	繰越明許の事由(計画又は設計に関する諸条件、資材の入手難等)に該当すれば、来年度に繰り越して事業を実施することが可能である。
共通	5	関係する補助対象施設・設備	被災により設置場所を移転せざるをえない状況であるが、移転先がいつ決定するかわからない。来年度以降も補助金は継続するのか。	現時点では来年度以降の対応は未定である。被災された団体からの要望や被災の実態を踏まえて、今後検討してまいりたい。
共通	6	関係する補助対象施設・設備	修繕費は補助対象になるか。	補助対象になる。
共通	7	関係する補助対象施設・設備	いわゆる零細補助基準の適用はあるか。	いわゆる零細補助基準(一団体当たりの補助金交付決定額の下限額)は適用しない。
共通	8	関係する補助対象施設・設備	補助基準額の適用はあるか。	補助基準額は適用しない。
共通	9	関係する補助対象施設・設備	特定被災地方公共団体である市町村が加入する一部事務組合が整備するもののうち、特定被災地方公共団体以外の市町村に配置又は設置される施設及び設備は補助対象になるか。	補助対象外である。
共通	10	消防救急無線施設・設備 防災行政無線施設・設備	消防救急無線や防災行政無線は施設も設備も補助対象になっているが、両者の違いはなにか。	施設は鉄塔や局舎などいわゆるハコモノであり、設備は機器等である。施設と一体として整備する設備であれば施設としてみられるものもあるため、個別に相談されたい。
共通	11	消防救急無線施設・設備 防災行政無線施設・設備	被災したアナログ通信方式の施設や設備を、デジタル通信方式の施設や設備で復旧する場合、補助対象になるか。	補助対象になる。
共通	12	防災行政無線施設・設備	屋外拡声子局が被災した場合、施設の復旧となるのか設備の復旧となるのか。	屋外拡声子局の設備のみを復旧する場合は設備の復旧となるが、支柱等から復旧する場合は施設の復旧となる。
共通	13	関係する補助対象施設・設備	事前着手の承認を受けて実施した事業が、補助金の交付決定時に完了している場合、実績報告書の提出期限はどのようになるのか。	速やかに実績報告書を提出すること。

施 設				
補助金の区分	整理番号	補助対象施設	質問事項	回答
施設	1	関係する補助対象施設	用地取得費は補助対象になるか。	補助対象外である。
施設	2	関係する補助対象施設	被災した施設の解体撤去費は補助対象になるか。	補助対象外である。
施設	3	消防庁舎	消防庁舎の付帯施設及び外構等工事費(門、さく、へい、造園、修景、その他これらに準ずるものの工事に要する経費をいう。)は補助対象になるか。	補助対象になる。
施設	4	消防庁舎	被災した施設がS56以前に建設されており、S57以降の新耐震基準を満たしていないが、復旧のために新耐震基準を満たす施設を建設する場合、補助対象になるか。	補助対象になる。
施設	5	消防庁舎	仮設の消防庁舎のリース料は補助対象になるか。	補助対象外である。
施設	6	消防庁舎	被災した施設の規模を上回る施設を建設する場合、補助対象になるか。	被災した施設の延べ床面積相当部分までが補助対象になる。
施設	7	消防団拠点施設等整備事業	被災した施設が木造であるが、復旧のために木造の施設を建設する場合、補助対象になるか。	復旧後の施設が「堅ろうな構造」であれば木造・非木造を問わず、補助対象になる。その際、耐震性及び耐火性を考慮した構造・資材を採用していることがわかる資料を添付されたい。
施設	8	消防団拠点施設等整備事業	消防団拠点施設と公民館、集会所、コミュニティセンター等を併設する場合、補助対象になるか。	消防団拠点施設とそれ以外の施設を、延べ床面積で按分し、消防団拠点施設の部分のみ補助対象になる。なお、両者の共有部分は、それぞれの専有部分の面積比率で按分して算出されたい。
施設	9	消防団拠点施設等整備事業	消防団車両の車庫や資機材倉庫は補助対象になるか。	待機室、更衣室等の消防団活動の拠点としての施設を備えているといえない単なる消防団車両の車庫や資機材倉庫等は、「その他の消防の用に供する施設」として補助対象になる。
施設	10	防火水槽	設計図書を滅失したこと等により、被災した防火水槽が補助対象規格を満たしているか否か不明な場合、補助対象になるか。	復旧後の防火水槽が補助対象規格を満たす構造であれば、補助対象になる。
施設	11	消防救急無線施設 防災行政無線施設	実施設計は補助対象になるか。	「事務雑費」として補助対象になる。

設 備				
補助金の区分	整理番号	補助対象設備	質問事項	回答
設備	1	その他の消防の用に供する設備	具体的にどのようなものが補助対象になるか。	次の3点を満たすものが補助対象になる。 ①東日本大震災による被害を受けたものの復旧であること ②消防の用に供するものであること ③財産上、備品(有形固定資産)として取り扱われるものであること
設備	2	消防救急無線設備 防災行政無線設備	実施設計は補助対象になるか。	「設備の整備に必要な経費及び工事費」として補助対象になる。